

大分県の中小企業と組合のための情報誌

COMPASS

VOL.409

2024年

6月号

特集

令和6年度税制改正 (中小企業関連)

- 特集……p2
令和6年度税制改正 (中小企業関連)
- がんばる組合探訪記……p4
大分県酒造協同組合
- ニュースフラッシュ……p6
- 中央会スケジュール……p8
- 通常総会終了後の事務手続きについて……p9
- 点と線……p10
労働条件明示の新ルールについて
- 組合事務局の紹介……p11
臼杵市中央通り商店街振興組合
- 情報連絡員レポート……p12

大分県中小企業団体中央会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 (大分県中小企業会館4階)

TEL.097-536-6331 FAX.097-537-2644

URL: <http://www.chuokai-oita.or.jp>

令和6年度税制改正

中小企業向け賃上げ促進税制（拡充・延長）

中小企業を対象に前例のない長期となる、5年間の税額控除の繰越措置を創設。さらに、教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置*の要件を緩和するとともに、子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設し、適用期限を3年間延長。

かつてない高い税額控除率（最大45%）を実現。

※教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

事業承継税制（特例承継計画の提出期限延長）

事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする事業承継税制の活用に必要な特例承継計画の提出期限を2年間（令和8年3月末まで）延長。

中小企業事業再編投資損失準備金（拡充・延長）

認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう認定プロセスを見直し、適用期限を3年間延長。

さらに、中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回のM&Aを集中的に後押しするため、産業競争力強化法において新設する認定を受けた法人に対し、新たな措置を追加。

具体的には損金算入される積立率の拡大（現行70%→2回目90%・3回目以降100%）や益金算入開始までの据置期間を長期化（現行5年→10年間）する。

※一定の表明保証保険契約を締結している場合は本制度を適用しない。

※準備金の取崩し事由に、株式等の取得をした事業年度後にその事業承継等を対象とする一定の表明保証保険契約を締結した場合を加える。

登録免許税・不動産取得税の特例（延長等）

経営強化法に基づく再編・統合に係る登録免許税の特例について、新たな枠組み（産業競争力強化法に基づく中堅・中小企業等のグループ化を促進するために新設する登録免許税の特例）に整理・統合。

※経営強化法に基づく事業譲渡に係る不動産取得税の特例措置は、適用期限を2年間延長。

(中小企業関連)

中小法人の交際費課税の特例 (拡充・延長)

交際費等から除外されて損金算入できる飲食費に係る基準を、1人1回あたり5,000円から1万円に引き上げ。

また、交際費等を年間800万円まで全額損金算入可能な中小法人の特例措置に係る適用期限を3年間延長。

中小企業の少額減価償却資産の特例 (延長)

従業員500名以下の中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）できる措置の適用期限を2年間延長。

※電子申告が義務づけられる出資金等が1億円超の組合等は従業員300名以下の場合、対象。

※多額の設備投資については、別途、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制あり。

外形標準課税の見直し

外形標準課税の対象外となっている中小企業やスタートアップ（資本金1億円以下）は、引き続き対象外（新設法人も資本金1億円以下であれば対象外）。

ただし、前事業年度に外形標準課税の対象（資本金1億円超）であった法人が、当該事業年度に資本金1億円以下となっても、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象（令和7年4月1日施行予定）。

また、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは原則対象（令和8年4月1日施行予定）。

ただし、産業競争力強化法の認定を受けた事業者がM&Aを通じて買収した100%子法人等については、5年間外形対象外。

なお、非課税又は所得割のみで課税される親法人（＝資本金1億円以下の中小企業等）の100%子法人等は、引き続き外形の対象外。

大分県酒造協同組合



久家 里三 理事長

組合概要

[理事長]	久家 里三
[設立]	昭和23年12月11日
[組合員数]	36名
[出資金]	36万円
[主な事業内容]	・組合員の取扱う清酒、単式蒸留しょうちゅう及び原材料の共同生産 ・組合員の取扱う清酒、単式蒸留しょうちゅう及び原材料の共同販売 など
[住所]	大分県大分市新春日町一丁目3番43号

■組合の活動

本組合は、昭和23年12月11日に大分県の清酒・単式蒸留しょうちゅうの生産を行う中小規模事業者が集まり、共同生産・共同販売・共同購買などの必要な共同事業を行い、組合員の自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図ることを目的として活動を開始しました。

組合主要事業は組合員の酒造用原料、資材等の斡旋及び共同購買事業の他、清酒及び本格焼酎の製造技術の向上のための各種「講話会」、「きき酒会」等を実施しています。これにより、大分県の清酒及び本格焼酎の品質等は国内外の鑑評会等で優等賞等を受賞する等、高い評価を得ています。大分県は、古くは清酒の地域でしたが、昭和40年代後半に、麦焼酎が開発され現代に至っており、清酒と本格焼酎の両方の造りを行っている国内でも珍しい特性を持っています。また、平成18年に「大分麦焼酎」・「大分むぎ焼酎」を地域団体商標に登録し、麴も原料も麦100%の「大分麦焼酎」の認知度向上と輸出促進に取り組んでいます。

■焼酎用大麦「トヨノホシ」とは

焼酎メーカーが多数立地する大分県。多種の麦焼酎が製造されており、大分県の麦焼酎の生産量は全国1位で、全国の50%を生産しています。更に、大分麦焼酎のブランド化を進めるため、大分県オリジナルの焼酎用大麦品種を求める声が大きくなっていました。そこで、農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループと大分県酒造協同組合が共同開発し品種改良に取り組み、焼酎造りに適した大麦新品種「トヨノホシ」が誕生しました。「トヨノホシ」焼酎商品は、厳選された原料により、香りが高くまろやかで気品のある



合資会社赤嶺酒造場の出展
(福岡・大分デスティネーションキャンペーン)



カンチウ酒造株式会社の出展
(福岡・大分デスティネーションキャンペーン)

味わいと、県内各蔵元の蒸留法や造り方で異なる味わいが楽しめる本格焼酎です。

毎年10月頃に開催される東京都中小企業団体中央会が主催する「組合祭 in 東京」に参加し、大分大麦「トヨノホシ」を使用したトヨノホシ焼酎の展示試飲会と販売会を通して、大分の酒造りを他県や海外からのインバウンド客への発信に繋がっています。



■福岡・大分デスティネーションキャンペーン

福岡・大分デスティネーションキャンペーンとは、福岡県・大分県、JRグループが共同で開催する国内最大規模の観光キャンペーンです。キャンペーン期間は2024年4月1日（月）から6月30日（日）です。大分県が前回開催地になったのは2015年で9年ぶりの開催になります。

大分駅JR九州エージェンシーにて期間中の土日祝に当組合の各酒造メーカーが交代で2社ずつ出展しており、お酒の試飲・販売を行っております。県外からの観光客・外国人インバウンド客への販

売により大分県のPRに繋がっています。

当組合が開発した御酒印帳アプリ（デジタルスタンプラリー）は、大分県内の蔵元に設置しているスタンプ（御酒印）を集めて大分県産酒や大分蔵元グッズの素敵な賞品が必ずもらえるようにしており、大分の蔵元を訪れた組合員のお酒のPR活動を行っています。また、キャンペーンに賛同し、期間中も御酒印帳（デジタルスタンプラリー）で、大分県内の蔵元に掲示しているポスターの2次元コードからスタンプ（御酒印）を集めて大分県産酒や大分蔵元グッズの素敵な賞品が必ずもらえるなど、大分の蔵元を訪れた方にお酒のPR活動を行っています。



■今後の活動について

原材料価格（米・麦）の高騰・ガソリン価格や人件費の高騰による物流コストが上昇しておりコスト削減に向けた取組が必要になっています。また、円安が進行しているため国内だけでなく海外への輸出を考えると、若年層のお酒離れも進行しているため、若者にささる商品の開発を行っています。

■令和6年度能登半島地震に係る災害義援金のお礼とご報告

このたび、能登半島地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

被災された石川県下の中小企業組合並びに関係者の方々への支援を目的に、本会で義援金の募集を行いましたところ、73組合より159万円ものご支援を賜りました。お預かりしました義援金は、2月29日に全国中小企業団体中央会にお届けし、全国中央会で取りまとめの上、3月11日に、全国中央会森会長から被災地の石川県中央会米沢会長へ義援金1億3千万円の目録が直接手渡されました。

皆様方からのご厚意に衷心より感謝申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

大分県中小企業団体中央会
会長 戸高 有基

■外国人労働者等就業環境等整備促進事業

令和6年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金の申請を受付中です。当補助金は、外国人技能実習生、特定技能外国人、海外からのインターンシップ生の受入を行っている県内企業に対し、「就労・生活環境の向上」「スキルアップ支援」「コミュニケーション促進」「技能の向上」のための費用の一部を補助します。補助金額は受入企業50万円（賃上枠は最大100万円）、受入監理団体20万円となっており、補助率は1/2となっております。募集期間は10月31日（木）までとなっておりますが、予算が無くなり次第終了となりますので、お早めにご相談ください。

■中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助する

補助対象	補助上限額		補助率
補助対象として カタログに登録 された製品等	従業員数 5名以下	200万円 (300万円)	1/2 以下
	従業員数 6～20名	500万円 (750万円)	
	従業員数 21名以上	1,000万円 (1,500万円)	

* 賃上げ要件を達成した場合、() 内の値に補助上限額を引き上げ

ことにより、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金の募集が開始されます。詳細はHPでご確認又は中央会指導員までお問い合わせください。

■プレスリリースセミナーを開催します (組合等広報戦略支援事業)

業界の情報発信など重要な役割を担う組合や、物価高などの厳しい経営環境におかれている組合に対し、広報の基礎知識やプレスリリースの方法について習得していただくためのセミナーを開催します。

日 時：6月25日（火）13：30～16：30
場 所：ホルトホール大分 201会議室
テーマ：「マスコミからドンドン取材が来る
最新プレスリリースセミナー」
講 師：株式会社マジックマイスター・コーポレーション
大谷 芳弘 氏

詳細は、本会ホームページをご覧ください。

■インボイス制度に関する専門家派遣を実施しています (事業環境変化対応型支援事業)

本会では、昨年度に引き続き「令和5年度事業環境変化対応型支援事業」として、インボイス制度（インボイス制度対応に必要なデジタル化対応を含む）に関連したテーマについて、専門家の派遣を行っています。

税理士等の専門家によるアドバイスを受けることができ、派遣費用は無料（本会負担）です。

なお、利用できる組合数に制限があります。実施をご希望される方は、お早めに本会へご相談ください。

（担当：工業支援課 山田）

■制度改正等の課題解決環境整備事業

組合及び組合員が抱える労働・税制・民法等の制度改正や働き方改革・事業承継等の諸問題を解決し、適正な事業運営ができる環境を整備することを目的として専門家の派遣を行います。また、特定地域づくり事業協同組合の設立・運営支援等も対象としています。詳細につきましては、本会までお問い合わせください。

■組合等経営課題対応支援事業

中央会では課題解決を図るため、組合や組合員企

業に対する専門家派遣を支援しています。予算上限は30,000円＋交通費です。詳細は担当指導員までお問い合わせください。

■個別専門指導事業

当会では組合活動に係る法律・税務相談等に関する問題について、専門家（弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等）の派遣を行い、課題解決を図る取組を支援いたします。相談をご希望の組合は担当指導員までお気軽にお問い合わせください。

■第37期 豊の国商人塾第4回ゼミナールが開催されました

3月15日に豊の国商人塾ゼミナールが大分センチュリーホテルにおいて開催されました。ゼミでは、外部から講師2名を招き、卒塾生の講義やグループディスカッション、塾頭の講義が行われました。また、第37期塾生に加え塾生OBから多くの参加がありました。当日のテーマは以下の通りです。

テーマ①：SNSを活用したPR

～ひとの心の動かし方～

講師：株式会社九州博報堂総合プランニング局
ディレクター
九州しあわせ共創ラボ 主任研究員
高橋 佑二郎 氏

テーマ②：創発を生み出す協働の在り方を考える
～部活動の地域移行を事例に～

講師：大阪成蹊大学経済学部
スポーツマネジメント学科
丸 朋子 氏

テーマ③：卒塾生の活動報告

出版記念「大相続時代に役立つ商人塾の教え」～『付言実行』出版によせて～

講師：木本直美行政書士事務所
代表 木本 直美 氏

テーマ④：国際的な視点で観光を学びながら、
ビジネスの『眼』を拓けよう

講師：東洋大学観光学部教授 商人塾塾頭
佐々木 茂 氏



なお、豊の国商人塾では、第38期の塾生の募集も行っておりますので、ご興味のある方は大分県商店街振興組合連合会までご連絡ください。案内パン

フレットをお送りしますので、ぜひ入塾をご検討ください。

■採用選考時の基本的な考え方・公正な採用選考の基本

採用選考は、①「人を人として見る」人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重すること ②応募者の適性・能力に基づいた基準により行うことの2点を基本的な考え方として実施することが大切です。

「公正な採用選考」を行う基本は、応募者に広く門戸を開くこと、本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とすることにあります。

あなたの会社は、人権に配慮した公正な採用選考ができているか、チェックしてみましょう。

次の(a)や(b)の事項をエントリーシート・応募用紙に記載させる、面接時においてたずねる、作文の題材とするなどによって把握することや、(c)を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

【就職差別につながるおそれがある14事項】

(a) 本人に責任のない事項の把握

- 本籍・出生地に関する事
- 住宅状況に関する事
- 家族に関する事
- 生活環境・家庭環境などに関する事

(b) 本来自由であるべき事項

(思想・信条にかかわること)の把握

- 宗教に関する事
- 人生観・生活信条などに関する事
- 思想に関する事
- 購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事
- 支持政党に関する事の把握
- 尊敬する人物に関する事
- 労働組合（加入状況や活動歴など）、学生運動などの社会運動に関する事

(c) 採用選考の方法

- 身元調査などの実施
- 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施
- 本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類の使用

公正採用選考特設サイト：

<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/index.html>

■本誌で紹介する組合を募集しています

本誌に登場していただける組合を募集しています。組合の活躍状況や業務PRなど、他組合の参考事例とさせていただきます。組合の情報発信、組合員間相互の連携に向けた一助として、ぜひご協力ください。

中央会スケジュール

■中央会等主催関連

大分県中小企業団体中央会通常総会
期日：令和6年6月12日（水）
場所：ホテル日航大分オアシスタワー
中小企業団体九州大会
期日：令和6年9月19日（木）
場所：沖縄県
（沖縄コンベンションセンター）
中小企業団体全国大会
期日：令和6年10月24日（木）
場所：福井県（フェニックス・プラザ）

■青年部会

- ①全国中小企業青年中央会
(1)令和6年度通常総会
期日：令和6年6月21日（金）
場所：大阪府
（ホテルニューオータニ大阪）
(2)組合青年部全国講習会
期日：令和6年11月予定
場所：長崎県（会場未定）
- ②九州ブロック中小企業青年中央会
(1)令和6年度通常総会
期日：令和6年6月20日（木）
場所：大阪府（中国料理 大成閣）
(2)青年部の集い
期日：令和6年9月19日（木）
場所：沖縄県（会場未定）
(3)代表者会議
・第1回各県会長会議
期日：令和6年9月19日（木）
場所：沖縄県（会場未定）
・第2回各県会長会議
期日：令和7年1月開催予定
場所：大分県（会場未定）
- ③大分県中小企業団体中央会
中小企業組合等認知度向上事業（組合まつり）
「子どもたちの職業体験」出展
開催日：令和6年中
場 所：未定

■女性部会

レディース中央会2024全国フォーラム
in鹿児島
日時：令和6年11月7日（木）
13：30～17：00
女性部通常総会、研修会
期日：令和6年7～8月（未定）
交流会ツアー開催（大分県内）
期日：令和7年1～3月（未定）

■組合士協会

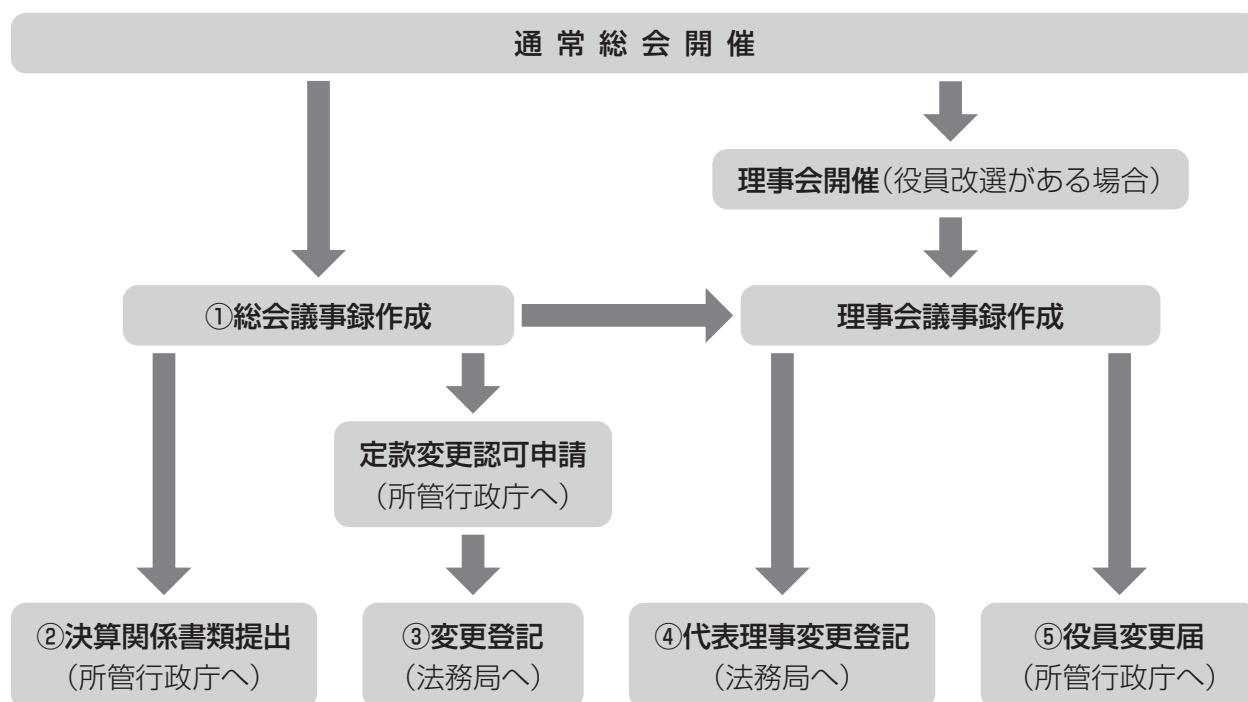
4月：資格認定・更新締切
6月：第1回役員会
全国連合会総会・表彰式
7月：通常総会
10月：九州連合総会
11月：検定試験直前講習会
12月：組合検定試験
ボウリング大会（事務局連と共催）
2月：資格認定・更新受付開始
3月：合格発表
資格認定・更新受付終了

■令和6年度組合等広報戦略支援事業

「マスコミからドンドン取材が来る
最新プレスリリースセミナー」
日時：6月25日（火）
13：30～16：30
場所：ホルトホール大分 201会議室

通常総会終了後の事務手続きについて

通常総会が終わると、限られた期間内で事務処理を行わねばなりません。
書類の具体的な処理の方法について、ご不明な点は中央会職員にお尋ねください。



*税務申告（事業終了後2ヵ月以内 但し総会終了後）

①総会議事録の作成

総会議事録必要記載事項

- *招集年月日 *開催日時及び場所 *理事・監事の数及び出席理事・監事並びにその出席方法
- *組合員数及び出席者数並びにその出席方法 *出席理事の氏名 *出席監事の氏名 *議長の氏名
- *議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

②決算関係書類の提出

通常総会終了後、2週間以内に決算関係書類を行政庁に提出することが義務付けられています。

決算関係書類

- *事業報告書 *財産目録 *貸借対照表 *剰余金処分案（又は損失処理案） *総会議事録（謄本）

③変更登記

所管行政庁の定款変更認可後、2週間以内に下記の内容について変更があった場合、登記する必要があります。

変更登記の事項

- *主たる事務所の移転 *名称・地区・公告方法の変更 *事業の変更 *出資払込方法・出資一口の金額の変更

④代表権を有する者（代表理事）の変更があった場合は、2週間以内に変更登記が必要です。

⑤役員変更届の行政庁への提出

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に所轄行政庁へ提出しなければなりません。

変更登記の事項

- *変更事項を記載した書面（新旧役員氏名・住所対照表） *変更の年月日及び変更の理由を記載した書面
- *新役員選任の総会・理事会議事録（謄本）

点と線

労働条件明示の新ルールについて

おおいたビジネスプラットフォーム
事業協同組合 理事長
社会保険労務士 工藤 和義 氏



2024年4月からは、労働関連で色々変更がありました。

- ①建設業と運送業務（トラック・バス・タクシー等の運転手）の労働時間規制
- ②障害者雇用率の引き上げ
- ③労働条件の明示事項の追加

それぞれの法改正に対しての対応などを行っていくことが求められますが、今回は、労働条件の明示事項の追加について、ご案内します。

1) 労働条件の明示について

労働基準法第15条では「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。」とされています。

簡単に言えば、雇うとき、再雇用のときなど「労働条件を明示して」契約をしなければならない。その際には「書面の交付」によって明示しなさい。ということです。

雇用契約書でなければならない。現在働いている社員の賃金が変わったら雇用契約書をその都度交わさなければならない。と思っている方がいますが、法律では、「書面で条件を明示」してくればよい。としています。

これは、口約束でも雇用契約は成立しますが、勘違いや法定の明示事項の漏れなどによるトラブルを回避するためと思っていただければよいと思います。

また、「労働契約の締結に際し…」となっているため、条件変更の都度雇用契約書を交わすまでの必要はありません。辞令の交付などでも構いません。（ただし、変更内容についての相互確認のために交わすということでも問題はありません）

また、労働基準法では、「労働者」として規定しているために、社員やパートの区分はなく、「労働者全員」を適用対象としています。パートやアルバイトの方でも書面による明示を行っていない場合には、「法違反」となります。

2) 4月からの明示事項の追加内容

4月からの新しく追加される内容は以下のものとなります。

- ①雇入れ直後の就業場所・業務の内容とその後の変更の範囲
- ②更新上限の有無と内容
- ③無期転換申込機会の明示と無期転換後の労働条件の明示

上記の①については、「すべての労働者」に対して適用となります。そのため、正社員、パート、契約社員、定年再雇用など様々な労働形態があると思いますが、その「労働契約の締結に際し…」明示しなければなりません。

【就業場所】

雇入れ直後 大分店 変更の範囲 大分県内 など可能性を明示します。

限定をしない（どこにでも行く可能性がある）場合は、
雇入れ直後 大分店 変更の範囲 会社の指定する場所 などとします。

また、地域限定での雇用などであれば

雇入れ直後 大分店 変更の範囲 変更なし

として明示します。またテレワークの勤務が就業規則などで規定されていて制度としてある場合には、雇入れ直後と変更の範囲とともに「労働者の自宅」も追加しておく必要があります。

ただし、臨時的・一時的な勤務変更（他部門への応援、出張、研修など）の場合は、変更の範囲には記載不要です。

【業務】

雇入れ直後 営業 変更の範囲 営業企画、販売促進、経理・総務などです。

限定しない場合、前述の就業場所と同様「会社の指定する業務」などとなります。

「就業規則に“異動や配置転換”の規定が整備されているのに必要なのか」というご質問もありますが、地域限定や職務限定など多様な働き方が広まってきたため、「最初に相互で確認」することでトラブルをなくそうというものであり、法律で規定されているため適正に対処することが必要となります。

※辞めさせようと恣意的な配置転換等によるトラブルが多いのでししょうね。

②と③については、「有期雇用」による労働者に対しての追加事項です。

有期雇用は、「雇用期間が決まっていて、更新等の手続きによって雇用関係の継続や就業が決まる」ものを言います。

※よく「有期雇用」と「試用期間」を勘違いされている方がいますが、試用期間というのは有期雇用と同じではないのでご注意ください。

【更新上限の明示】

有期雇用の契約の締結又は更新のときに、更新の「有無」について明示する必要があり、「有」の場合には、更新の判断基準を示し、「更新の上限を明示」するようになります。例えば、「契約期間は通算5年を上限とする」又は、「更新回数は4回までとする」などです。

契約更新時に、相互確認のために「今回更新：3年目／5年」など明記がよいと思います。

現在、有期雇用の方に対して、「上限を明示していない場合で新たに上限を作る場合や上限があるがその上限を短縮する場合」については、労働者とのトラブルを避けるために「理由を面談等によって説明」する必要があります。

【注意】

定年再雇用の場合、「60歳～65歳」までは、原則として、希望者に対しては、継続雇用が義務付けられていて、更新の判断基準を適用できません。

※一部、2025年3月まで、更新の判断基準を適用できる場合があります。そのため、定年60歳で再雇用を行う会社については、通常の有期雇用については「判断基準を入れた内容」、定年再雇用者は「判断基準を除いた内容」で別に対応する必要があります。

【無期転換申込の機会と無期転換後の労働条件の明示】

有期雇用期間が通算5年を超える場合で、労働者が希望する場合には無期雇用に転換できるとされています。そのため、5年目の雇用契約更新時には、無期雇用に転換できる旨とその手続きを書面に明示しなければなりません。

最初の有期雇用契約締結時には、無期転換申込についての記載がなくても、「権利発生前」の契約時に明示することで問題はありません。また、「上限5年」としていて、5年を超える雇用とならない場合には明示する必要はありませんが、その場合には、「最後の雇用契約締結時」に“更新の有無”は「無」にしておく必要があります。

申し込みにより無期転換となる場合の労働条件の明示については、原則として無期転換前と同一の労働条件となります。ただし、条件をアップすることは会社の自由ですが、無期雇用転換となるのであれば「条件を低下させる」ということは、原則的にはできないとお考えください。

厚生労働省のHPIにひな型がアップされているので、トラブル防止のためにもご確認をお勧めします。

以上

組合事務局の紹介

臼杵市中央通り商店街振興組合（以下、商店街）事務局の高野芳子と申します。

私は生まれも育ちも臼杵市で、前職である市内の金融機関を退職後、平成21年6月より事務局職員として勤務しています。実はこちらの商店街とは前職で勤務していた頃から関りがあり、今こうして組合で働けていることにとてもご縁を感じています。

私が事務局で働いている一番の理由は、なんと言っても商店街の方々の心の温かさです。

みなさんに元気をいただいていることに感謝し、これからも笑顔で精進していきたいです。

事務局は振興組合のほか、臼杵市商店街連合会、どりーむ・すたんぱ会も兼ねているので繁忙期は業務が大変ですが、そんな時、そっと手を差し伸べてくれる商店街の方々に支えられながらなんとか日々業務をこなしております。そんな人情味あふれる商店街が私は大好きです。来街された方や組合員の方が気軽に立ち寄れるような事務局を目指して日々頑張っています。

〔臼杵市中央通り商店街振興組合〕

〒875-0041

臼杵市大字臼杵232番地の1

TEL・FAX：0972-63-8525

※右記二次元コードは

臼杵市商店街連合HP



イラストレーターのmaiさんに描いていただいた私の似顔絵です
私だけでなく商店街の皆さん描いていただいています



訂正のお詫び（機関誌COMPASS VOL.408 2024年3月号について）

機関誌COMPASS VOL.408 2024年3月号の掲載記事において、3ページの特集記事「令和5年度中央会正副会長会議・第2回理事会・組合管理者講習会を開催」の写真（理事会の様子）について、誤って過去に開催した理事会の写真を掲載しておりました。

皆様には心よりお詫び申し上げますとともに、右記写真に訂正させていただきます。

今後はこのようなことが起こらないよう、再発防止策を講じてまいります。引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。



中小企業の皆さまの人材育成を応援します！

ポリテクセンター大分の 生産性向上支援訓練 オープンセミナー 受講申込受付中!!

オープンセミナーなら従業員お一人様から参加でき、他社の従業員と一緒にグループワークなどを行うことで、自社の強みや課題の気づきにつながります。

8/21^水
大分

デジタル化に向けた手法を学び、自社に
合うシステムの導入方法が習得できる
経理業務の効率化につながる
DXの実践

8/28^水
大分

業務の棚卸し・整理～各ITツールの特徴
の理解～導入までの手順を確認する
ITツールを活用した
業務改善

9/4^水
大分

DX化に向けて何から始めるのか、基礎知
識や事例を理解し、自社の方向性を検討
DX（デジタルトランスフォーメーション）
の導入

9/11^水
宇佐

マーケティングの本質を理解し、商品の価
値を最大限活かす改善策を考える
マーケティング志向の営業活動
の分析と改善

スキルアップで
業務効率UP



お問い合わせは下記までどうぞ
☎097-529-8617（生産性センター業務課）
【受付時間 9:00～17:00】

○訓練時間：9:30～16:30

○受講料（1人あたり・税込）：3,300円

詳しくは

生産性訓練 大分

検索



「景況感DIは19か月ぶりの低水準」

令和6年4月分

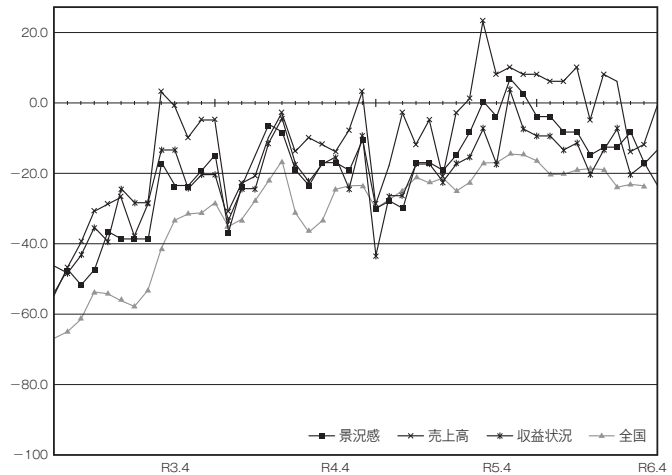
【4月の景況】

4月のDIは、9指標のうち、3指標が好転、4指標が悪化、2指標が変わらずという結果となった。

主要3指標をみると、先月と比較して、売上高DIは11ポイント増加しており、収益状況DIは4ポイント好転、景況感DIは6.5ポイント悪化という状況となっている。

景況感DIが△23.9まで落ち込み、19か月ぶりの低水準となっている。

景況感DI値



※DI(ディフュージョン・インデックス)値とは景気の動きを捉えるための指標です。
計算方法 [(増加・好転組合数-減少・悪化組合数)/調査対象組合]×100

		売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
製造業	食料品	☀️	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	繊維工業	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	木材・木製品	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	印刷	☁️	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	窯業・土石製品	☁️	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	鉄鋼・金属	☀️	☀️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	輸送機器	☀️	☁️	☁️	☀️	☀️	☀️	☁️	☀️	☁️
	その他	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
非製造業	卸売業	☁️	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	小売業	☁️	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	商店街	☁️	☀️	☀️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	サービス業	☁️	—	☀️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	建設業	☁️	—	☁️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	運輸業	☀️	—	☁️	☁️	☀️	☁️	—	☁️	☀️

好転	☀️	やや好転	☀️	変わらず	☁️	やや悪化	☁️	悪化	☁️
----	----	------	----	------	----	------	----	----	----

Ōitakenshinyōkumiai Nipponseisakukinyūkōko
大分県信用組合 × 日本政策金融公庫
大分支店・別府支店

協調融資商品

オー エヌ
ONタッグ

大分県信用組合と日本政策金融公庫は、持続的な大分県の経済成長を実現するため、令和2年11月に覚書の締結を行いました。

【ご利用いただける方】

- ・大分県内の中小企業・小規模事業者及び農林水産事業者
- ・大分県内で創業・新規就農をお考えの方

【お使いみち】

設備資金または運転資金

【ご融資条件】

ご返済期間等のご融資条件は、大分県信用組合と日本政策金融公庫が協議のうえ決定します。

けんしんと日本公庫はそれぞれの強みを活かし「ONタッグ」でお客さまを力強くサポートします。

お問い合わせは、最寄りのけんしん、もしくは
0120-393-528



街へ 暮らしへ 気持ちいっぱい
大分県信用組合



JFC

日本政策金融公庫

大分支店(国民生活事業) TEL 097-535-0331
大分支店(農林水産事業) TEL 097-532-8491
大分支店(中小企業事業) TEL 097-532-4106
別府支店(国民生活事業) TEL 0977-25-1151

経営のお悩みをお聞かせください

あなたの会社の経営改善を支援します。

**大分県中小企業
活性化協議会とは**

産業競争力強化法に基づき
九州経済産業局から委託を受け、
大分県商工会連合会が事業運営する
公正中立な公的機関です

資金繰り

- ・資金繰りが不安
- ・資金繰表を作ったことがない
- ・税金・社会保険料等の滞納が発生してしまった

金融機関対応

- ・金融機関にどのように相談をしていいかわからない
- ・金融機関から融資が受けにくくなった
- ・過剰債務で金融機関への返済が厳しくなってきた

経営相談

- ・経営環境の変化により、業績が悪化してしまった
- ・どんぶり勘定で管理に不安がある
- ・漠然と今後どうすればいいの不安だ

事業承継・廃業

- ・従業員のためにも事業を承継したい
- ・廃業の仕方が分からない
- ・事業承継や廃業にあたり、個人保証がどうなるか心配



大分県中小企業活性化協議会へお気軽にご相談ください。

大分市金池町 3-1-64【大分県中小企業会館 6 階】 TEL:097-540-6415 FAX:097-537-8577

←スマートフォンの方はこちらから <https://oita-kyogikai.go.jp/>

ご相談無料・守秘義務厳守

大樹セレクトの医療保障のご案内

※各特約のお取り扱いには、所定の要件があります。

ケガや病気による入院などを一時金でサポート！

Point 入院1日目から、まとまった一時金を受け取れます。

Point 入院中・外来の手術、放射線治療などに、一時金で備えられます。

医療一時金サポート

総合医療サポート特約023
【基本保障型】

さらに上記の保障に加えて

充実のがん保障をご希望の方には...

Point 医療一時金サポートがん治療aなら、
抗がん剤治療やがんの疼痛緩和療養などにも、一時金で備えられます。

医療一時金サポート
がん治療a

総合医療サポート特約023
【がん治療保障充実型】

ほかにも、様々な特約があります。

がん医療
サポート特約

がん医療サポート特約023

がんによる入院やがんの三大治療
(手術・放射線治療・薬物療法)などに
一時金で備える。

女性疾病医療
サポート特約

女性疾病医療サポート特約023

がんを含む所定の女性特有の病気によ
る入院やがんの三大治療などに
一時金で備える。

オプション

医療サポート

疾病特定型入院特約023

気になる病気の入院に伴う毎日の
自己負担に 日額の保障で備える。

生活習慣病型

がん型

女性疾病型

※詳しくは、「大樹セレクト(無配当保障セレクト保険)商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」
「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」 「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社 大分支社

〒870-0035 大分市中央町2丁目9番24号 大樹生命大分ビル2F 電話：097-532-0195

K-2024-1007 (2024.5)

個人事業主の皆さまを応援します！

大分銀行 ビジネスローン

事業資金として
幅広い用途でご利用いただけます。



運転
資金



設備
資金



創業
資金



**最短1日のスピード審査
ネット申込OK!**

▲ 詳細・仮申込はコチラから！

お問い合わせは窓口または下記フリーダイヤルへどうぞ

ダイレクトセンター

0120-72-0189

【受付時間】平日 9:00 ~ 17:00



感動を、シェアしたい。

大分銀行



高めの金利設定

※当金庫内比較



選べる期間1年・2年・3年



固定金利の半年複利

個人のお客さま向けの

定期預金

マイハーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

大分支店 097-534-4157

大分県大分市末広町一丁目1番18号
ニッセイ大分駅前ビル 14 階

産業雇用安定センターの人材支援サービスのご案内

産業雇用安定センターは、人材を送り出す企業と人材を必要とする企業との間に立って、情報の提供・相談等の支援を行い、出向・移籍（再就職）の成立に結び付ける「人材の橋渡し」の事業を行っています。求人・従業員の再就職についてお気軽にご相談ください。

（人材を確保したい企業に「無料」で人材をご紹介します）

企業の皆様へ



人材採用で、こんな“お悩み”ではありませんか？

- 「事業の拡大・欠員等により人材が必要になった」
- 「経験豊富な即戦力の人材を確保したい」
- 「能力・経験を有する高年齢者を雇い入れたい」
- 「将来に向けて事業承継のできる人材を雇い入れたい」

専任のコンサルタントが貴社の事業内容や求人内容を聴き取りさせていただき、内容にマッチした人材をセンターの登録者からお探しします

専任のコンサルタントが、応募者に対し、会社の概要や求人内容について十分に説明し応募につなげます

きっとみつける いい人 いい仕事

（退職や離職する従業員の再就職を「無料」でご支援します）

企業の皆様へ



従業員の退職や離職で、こんな“お悩み”ではありませんか？

- 「定年や雇用期間満了で退職する60歳以上の従業員の再就職を支援したい」
- 「やむをえず事業を廃止せざるを得ないが従業員の再就職を支援したい」

これまで会社に貢献された従業員の方の能力・経験を活かした求人情報をご提供します

専任のコンサルタントが、ご本人の就業ニーズを丁寧にヒアリングし、ご希望に合った就職先をご紹介します
応募に際しては、各種ガイダンスや模擬面接などを通じ、万全の状態でご面接に臨めるようサポートします

ご相談・申込みは下記の問合せ先までお電話でご連絡下さい



公益財団法人 産業雇用安定センター 大分事務所

〒870-0021 大分市府内町3-4-20 大分恒和ビル7階

TEL 097-538-0512（代表） FAX 097-540-5420

ご利用時間：9：00～17：15（土・日・祝日を除く）



ご利用ください“信用保証”！

信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業に必要な資金を調達されるとき、その保証人となって借り入れしやすくなるようサポートする公的機関です。ニーズに応じた保証制度をご用意していますので、お気軽にご相談ください！



チャレンジ中小企業応援資金【おおいた未来創造融資】

©電プロダクション

中小企業者の成長等を支援することを目的に、大分県の推進する各種支援策と一体に利用できる保証制度が創設されました。生産性向上等を目指し大分県の各種事業について採択等を受けた研究開発や事業化を行う方を対象とし、低い保証料負担で資金調達が可能です。ぜひご利用下さい。

保証限度額	2億8千万円
対象者	大分県の各種支援策について、融資申込の2年以内に、補助金の交付決定や、制度の審査通過や認定、採択等を受けた研究開発や事業化を行う方 対象となる事業(一例) ・OITAゼロイチ(一次審査通過)・大分地域牽引企業創出事業 ・アクセラレーションプログラム・アトツギベンチャー創出支援事業 他 ※対象となる事業の詳細については当協会までお問い合わせ下さい
対象資金	運転・設備資金
融資期間	設備資金15年以内(うち据置2年以内) 運転資金10年以内(うち据置1年以内)
金利	7年まで年1.8%以内 10年まで年2.0%以内 15年まで年2.4%以内(上限内で引き下げ可)
保証料率	年0.35%(保証協会の割引後の保証料率です)
担保等	担保：必要に応じて 保証人：必要に応じて徴求する(経営者保証を不要とする取り扱いも可能)
取扱金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工組合中央金庫、北九州銀行

【お問い合わせ先】

保証一課:097-532-8246 保証二課:097-532-8247



信頼、提案、飛躍、夢またひとつ新時代へ
大分県信用保証協会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号
大分県中小企業会館内
ホームページ www.oita-cgc.or.jp

